

会議録

会議名	平成30年度第2回目黒区障害者差別解消支援地域協議会会議録
開催日時	平成30年11月22日(木)午後6時30分から午後8時40分
場所	目黒区総合庁舎15・16会議室
出席者	(委員) 岩崎 北本 田島 片渕 原 土屋 内田 伊藤 吉田 岩原 石黒 国富  (幹事) 人事課長 人権政策課長 子育て支援課長 教育指導課長 教育支援課長 障害福祉課長 (事務局) 障害福祉課障害施策推進係 (その他) 健康福祉部長 身体障害者相談係主査
議題	1 議事 (1) 平成29年度下半期障害者差別解消に係る相談事例について(資料1) (2) 合理的配慮の提供事例集及び中学校用副読本の作成について(資料2・資料3) (3) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(資料4・資料5) (4) 小学生対象福祉体験学習ガイドブックについて 2 情報提供 (1) 障害者理解促進・差別解消の推進 民間事業者向け説明会(資料6) (2) 障害者差別解消法 東京都出前研修(資料7) (3) ヘルプマーク・ヘルプカード エピソード集 (資料8) (4) 区からの情報提供(資料9)
配布資料	〈配布資料〉 資料1 目黒区における障害者差別解消法に係る相談事例(平成30年度上半期) 資料2 目黒区立学校・園の教員向け 合理的配慮の提供事例集 資料3 中学校用副読本「Be together(仮題)」の作成について 資料4 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(リーフレット) 資料5 東京都障害者差別解消ハンドブック(平成30年10月改定) 資料6 障害者理解促進・差別解消の推進 民間事業者向け説明会 資料7 障害者差別解消法 東京都出前研修 資料8 ヘルプマーク・ヘルプカード エピソード集 資料9 区からの情報提供  〈参考資料〉 参考資料1 平成30年度 目黒区障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿 参考資料2 平成30年度 第2回 目黒区障害者差別解消支援地域協議会 席次表

議事概要

1 議事

(1) 平成30年度上半期障害者差別解消に係る相談事例について(資料1)

〈事例1 車椅子で路線バスを利用した方へのある乗客の言動について〉

委員 マニュアルを拝見していないので正確なことは分からないのですが、車椅子の方がバスに乗ったことで乗務員が他のお客様に席を立つようをお願いしたと思われます。その行為は良かったと思うのですが、この男性は自分が立たされたと思っていることからすると、お願いの仕方が強制的な言い方だったりした可能性もあると思います。マニュアルでは協力依頼をするということだけでなく、お願いするときの配慮であるとか、協力していただいたときにお礼を言うだとか、本来、そこまで書かなくても人としてわかるはずですが、最近はそのままで書かなくては分からなかったりするの、ただ他のお客様に立ってもらおうというだけのものではこういうトラブルがたくさん起きる気がしました。

委員 東京都の福祉保健局へ連絡されたということで、東京都の回答をいただいているのですが、これは都営バスでの対応ということですか。民間のバス会社にもこういったマニュアルがあるのですか。

事務局 このバスの件は目黒区内の出来事ですので、民間のバスと思われます。東京都は民間のバス会社も対象としているので、民間のバス事業者とのやり取りと聞いています。

委員 車椅子でバスの乗られた方というのは一度に何人も乗られたわけではないと思います。そもそもバスや電車の中には優先席というものがある、お一人ならそのスペースに収まる話なのではないかと思われます。なので、この男性がそれで立たされたと言うのはモラルが低いというか、仮に車椅子でなくても優先席がある以上、必要とする方がいれば立つのが当たり前で、このように考えること自体がおかしいと思われます。なので、業者に対応をきちんとすべきというのは当然ですが、この件は少し度が過ぎているという印象で、さらに家の近くまで追いかけるというのは差別解消以外の別の犯罪にもなりかねない問題なのではないかと思われます。差別解消法では対象にならないということなのでしょうが、この行為そのものはどうなのかということ、この男性を特定できたかどうか分かりませんが、そういう方向へ持っていけなかったのかという気がします。そのバス停がその男性が下りるバス停だったかどうかともわからなかったのですから、本当に偶然同じだったのか、むしゃくしゃしてそうしたのか、何か言いたかったのか、その後、事件にはなっていないようですが、差別解消とは違った視点から解決すべき問題だった気がします。

委員 実際このように迫られた事件、事件に等しいような案件であるわけですが、これは実際刑事裁判とかになったりとか、略式命令だとか、起訴、不起訴という判例とかあれば知りたかったのですが、本日は法曹界の方がご欠席ということで何とも言いかねるところですが、果たしてこの行為で、相手が特定できたら立件してかつ刑事罰が科せるのかなと思われます。

委員長 このことだけですとなかなか刑事的な対応というのは難しいと思いますが、これ以上実際に具体的な行為とかがあったりすると、違ったお話になる可能性はあると思います。

幹事 今回の件は特にマナー啓発的な面もあるということもあって、ヘルプマークの周知とか、合わせて様々な障害理解もあるのですが、マナー啓発にも今後力を入れていきたいと思えます。

委員長 車椅子を固定する座席が優先席になっていないバスもあります。車いすの方が乗ってきたら立っていただくということわり書きが書かれていたりして、そこを優先席にしておいてくれた方が良いのと思うバスもあります。バス会社によって仕様が違うようです。

いろいろ考えさせられる事例です。

それにしても、混んでいるときは乗らないでほしいというのはひどいと思います。

マニュアルを検索してみましたが、安全が一番に書かれていて、例えば、走行中に動いてしまって、車椅子の方や周りのお客さまが危険なことのならないようにということまでで、「配慮」といったところまではなかなか書かれていません。

委員 個人に任されているということですね。配慮ができる乗務員はできるけれど、そういうことが分かっていない方は、ただ業務的に、粛々とどいてください、立ってくださいとなってしまう可能性があるということです。

委員長 皆様のご意見としては、この方が人としてどうなのかということがありつつ、引き続き、モラル向上への啓発も進めていくというところで良いでしょうか。

#### 〈事例2 放送局主催のコンサートへの手話通訳の手配について〉

委員 この相談者の方は、一番言いたかったことは何だったのでしょうか？一応対応はしていただいたけれど、今後のために何をしてくれると一番良かったのでしょうか？今後はきちんと手話通訳者を手配してほしいということでしょうか。

幹事 合理的配慮の考え方から言えば、本来、事業者で手話通訳を用意すべきという認識ではあったのですが、おそらく放送局側が差別解消法の中では努力義務だということから結果的に個人で手配してほしいということになり、理由については説明が無かったということに不満を持ったということのようです。

委員 そうすると、放送局はどうするのでしょうか。同じことが起きたら今後は放送局で手配するという認識に至ったのでしょうか。

幹事 今回は、放送局側とのやり取りではそこまでの回答は得られていないのですが、放送局としては代案というか様々な障害のある方に対して、情報保障をきちんとやっていくということで一定の決着を見ました。具体的にファミリーコンサートのために手話通訳を付けるということところまで話は至っていません。

委員 民間事業者の合理的配慮が義務化されたけれど、代替案を用意すればよいということですか。

幹事 おそらくですが、それが手話なのか、文字情報なのか要約筆記なのかいろんなことがあると思いますが、それは差別解消法の中でも、個別事情に応じて、いわゆる建設的な対話で解決していくというところを考えると、今後は手話を付けた方が良いのか、要約筆記が良いのか、文字を流すのが良いのかそういったことで対応していくということになると思います。

事務局 東京都とやり取りする中で、いろいろな話題が出ましたが、その放送局は自分たちがメディアとしていろいろなものを発信するところにはバリアフリーという意識を持って取り組んでいたが、自分たちが主催する、メディアとして発信する部分でないところには、今まで積極的に取り組んでこなかったのが実態だったと認めていたということです。今後はそういったところにも積極的に取り組みたいとのことでした。

委員長 つまり電波に乗せるものは一生懸命やっているけれども、それ以外のことには積極的に取り組んでこなかったということをご自身お認めになられたということですね。

委員 この問題は、今、放送局の問題ですが、我々商店街でもイベントの中でコンサートのようなものがやられています。この場合、ファミリーコンサートというのは有料のコンサートだったのか、無償のサービスのコンサートだったのかということがあるのかなというのが一つ。放送局として放送に乗るものはきちんと配慮をしているというのは、自分の仕事の範囲の中のことだからということなのかと思います。もしファミリーコンサートがサービスの中で行われてものだとしたら、そこまで配慮しなくてよかったのかなといった思考もあったのかもしれません。我々もそういったイベントごとをやるときに、商店街としてお金を払ってもらってやっているわけではなく、あくまでも楽しんでもらうためにやっているものに対してそこまでしなくてはいけないうか、これは今後大きく影響する問題です。かなり大きなイベントのステージで歌手の方が歌ったりするときに、手話を置くことがそのコンサートとして良いことなのか悪いことなのかという、その出演者と始めから交渉していかなければならない話になってくる、もしそれが義務化ということになると出演していただく方に、こういう配慮をしなくてはいけないうかになっていますのでここに立ってもらって手話をしてもらいますとか、あるいは歌詞をどこかに掲示しますとか、そこまでしなくてはいけないうのでしょうか。場合によっては、それならば出演できませんとか言う話にもなりかねません。例えば我々で言えばその商店街レベルのイベントとしてやっているときにどこまで配慮が必要なのか勉強しなくてはならないと感じました。

幹事 基本的な合理的配慮の考え方ですが、まず、当事者から何らかの意思表示があった場合というのが一つと、過重な負担でない場合ということで、その中には当然事業規模とか、財政規模とかそういったところもあるので、言われてできないからその不提供が違反になるということではなく、あくまでもそれが過重な負担かどうかと、例えばちょっとした配慮による何か一定の支援でできるものなのか、例えば文字を映すという機材を用意しなければいけないということではなくて、法の中では設備投資というよりはある程度の、その場面での配慮とかがあるかどうか問われています。さらに、その中で事業規模とか事業の中身とかそういうところがあるので、実は都条例の中でも民間事業者に義務化するというところでいろいろ議論があったのですが、過重

負担が無いかどうかということが当然加味されるということで、それを十分説明して建設的対話の中で進めていき、結果、できないということは違反にならないということになります。いろんなイベントをやる中で区役所も同じですが、障害者対象の大きな規模のイベントであれば要約筆記も手話通訳も付けますが、一般的なイベントの中では何か申し出があった時に可能かどうかと判断することになります。

委員 放送局主催のイベントに関してはがきもしくはインターネットを介して抽選して放送局から招待されるということが多いようです。実際、いろいろなイベントに関してある程度、障害者とかそういう方々が特定される、または名乗りがあった方には招待する側ですから何かしらの視覚、聴覚あるいは両方の障害のある方とかいらっしゃる訳ですから、この短い時間ですから何らかの配慮をすべきだったのではないかと思います。

委員 今回の件をこちらの放送局は満席状態で抽選を行っていたと思いますが、これを機に少し余裕を持たせた抽選人数に設定するのではないかと考えて、それは良かったのではないかと考えています。

手話通訳を派遣するときに、当事者から派遣を依頼すると無償になって、民間事業者側から手話通訳を派遣すると負担が発生するのですか。

幹事 区の中でいわゆる意思疎通の支援として手話通訳の派遣をしているのですけれど、通常であれば役所に手続きに来るとか、病院に行くとかという時に派遣し、コンサートなどという時は公費負担の対象になりません。本来は事業所が費用を負担し、手話通訳を確保すべきなのですが、今回は様々な過程の中で区として手話通訳派遣の対応をしたということです。

委員長 開催規模や財政的に豊かでないという場合には、例えば歌詞を書いた紙をお渡しすると何か代替し、ご納得していただけるような説明をさせていただくことで解決していくとかが必要でしょう。しかし、人にもよるかもしれない難しい問題です。

委員 講演会とかそういう時には手話通訳が必要とあらば用意できると思いますが音楽会ではその雰囲気はどうやって伝えるのか、これは放送するための収録でしょうけれど、他の番組の収録にも手話通訳はいないわけです。収録しているとなると、その場面がずっと写っているわけです。どこか外れたところで手話通訳をつければよいのかもしれませんが、ただ人を集めて音楽をやっているのではなく、収録ですとスポンサーもついていることもあるわけです。

そう考えると手話が活用できる場所とできないところがあるような気がします。音楽が手話で表現できるのかどうかは、私は素人なのでよくわかりません。

委員 我々もそういったイベントをやるときに、今回、車椅子の方がいらっしゃるだろうということを想定して余裕をもって、そういったスペースを作っておくとかということは良くするのですが、この場合は抽選という形で誰が来るかある程度分かっている中で、その抽選に当たった方が事前にこういう形で行くと相談ができたからある意味、良かったと思うのですけれど、商店街レベルではそういうことはないので、当日ふっと来られても、どう対応したら良いのだろうということで、なかなかその場では対応しきれないだろうなと思います。

なので、参加する方にもよるのかもしれませんが、どこまで事前に情報をいただけるのか、あるいは逆に合理的配慮といういい方で考えるのであれば、例えば、こういったお祭り、イベントをやりまします。それに対してチラシを出したりしたときにそういった方はご一報くださいとか、そういった一文を入れることが合理的配慮とみていただけるのか、それに対してどこまで対応できるかは先ほど言ったように話し合いでということになるのですが、我々ができる最低限のことと言えばそのくらいだったらできるのではないかと思います。それはどうなのでしょう。

幹事 行政の場合も、例えば講演会の案内で手話通訳が必要な方はあらかじめお申し出くださいと入れて、必ず手話通訳を付けるというよりも必要とされる方がおられれば、それに合わせて手話通訳の方をお願いするという対応をしますので、それはいろいろな考え方になると思います。こういうお話が出ましたので、この後、都条例の合理的配慮の中でも触れさせていただきます。

委員 なかなか視覚、聴覚の障害の立場の方から見ると放送局、スポンサーサイドが機転を利かせて他人本位になることができていないのかなと感じるところがあります。

委員 理想はどこに行っても障害があるからというのではなくて楽しめるという意味では、確かにいろいろな配慮をしていただければ一番良いと思います。私たち視覚障害の場合、映画なんかは、今、スマートフォンにアプリを入れておくと音声でイヤホンから言葉だけでなく説明が聞けるとかいうものがあります。以前、そういうものが無い時は見えなくて分からないのを承知で行っているわけです。

しかし、聴覚障害者向けのコンサートというのが実はいろいろあって、例えば風船を膨らませて舞台と共振させて、風船を抱えてその振動で音を楽しむとか、そういういろいろなイベントもあります。もし私が同じような状況の中、誰かと行ったならば、そういうシステムが無ければ周りに迷惑にならないように小さい声で教えてもらったりとかしながら楽しむことになるでしょう。差別解消からは少し外れてダメだと言われてしまうかもしれませんが、自分のできる範囲あるいは他の方がしてくださる範囲の中で楽しむということも大事で、差別解消法があるからいろいろ配慮してほしいと言って、でも「そこまでしなくてはいけないのだったらもうしないよ。」ということが出てくるとそれは本末転倒となってしまいます。本来はどこへ行っても同じように楽しめたり状況が分かったりということが大切だと思います。でも求める範囲というものがあるのかなと私自身は思うので、他の障害当事者の方からすると、そんなこと言ってちゃだめよと言われてしまうのかもしれませんが。

委員 今、障害のある方のことだけ言いましたけれど、もしかしたら、赤ちゃんや子どもを抱えていてもコンサートに行きたい、高齢だけれどコンサートに行きたいと、様々な条件を抱えている人もコンサートに行きたいというのはあると思います。だから、障害だけでなくいろんな人のことを考えてできることとできないことがあってそれは世の中なので仕方ない、だけど支援が必要な人がいるということを見逃してしまうというのは、その人たちにとって自分たちの存在が否定されてしまうことになってしまいます。コンサートをする側に配慮が必要な方はお申し出ください、申し出いただいた範囲でできる努力はしてみます、考えてみます、という姿勢を示すことは必要です。そういった姿勢を続けてくることでその人たちだけでなく一緒に楽しんでいるコンサートの観客の方も、そういったポスターを見ることによってそういう支援が必要な人たちがいるの

だということを知れば事業者レベルではなくて観客レベルで助け合うという気持ちができたり、サポートしてくれるという街になっていけば、より良いことだと思います。

委員 視覚障害の場合で言うと、十何年前まで映画はまるっきりわからなくても行くという、それが副音声をつけるとか、テレビでもやっていますが、今それ専門の映画の説明をするというグループとかが東京から始まって全国にあります。2年ほど前にそれ専門の映画館も北区の方にできて、音声解説とかで、やはりそうやって声を上げていって、だんだん音声解説を付けてくれる方が増えたり、それから当事者もそのモニターをしたりとか、そうやって少しずつ良くなっています。

全体として、いろんな人に対して配慮ができるということはありがたいし、必要なことだと思います。

委員長 そう書かれてないのにあえてそれを主張するというのはいいのか、かまわないのかと障害のある方たちが控えてしまう、という日本の現実もあると思うので、広く周知していただいていいのだ、相談していいのだという風に思っていて相談できる環境があるということがまずは重要なんでしょう。

委員 そう書いたとしても、それほど多くの申し出があるとは思えないので、その姿勢があることは民間事業者で言えばこの自由が丘商店街素晴らしいな、といういい形で還元があると思います。

〈事例3 区立体育館のトレーニング室が使いやすいという好事例〉

委員長 これはどちらの方が事例としてあげて下さったのですか。

事務局 どなたというわけではありませんが、区内の障害のある方たちが、あそこは非常に使いやすいと言われる方が多くいらっしゃいましたので、事務局の方で、お話を伺いに行ってきました。

委員 好事例は日本人のメンタルとして自分では言いにくいのかなと思います。結構良いことをやっているのだけれども、それが当たり前になってしまっている部分があるかもしれません。それをどう掘り起こしていくのか。

実は大学生の就職活動で産学交流会という、今年、学生が就職した企業と大学とで交流会をしました。某鉄道会社が「うちの駅員は全員介護の資格持っているんですよ。」とか結構やっているところがあります。もしかしたら、それはこちらが聞き出さないと出ない、当たり前のようになっている部分もあって、今さら好事例として出すのはというのがないかもしれませんが、それはやはり、利用者さんから出してもらうのが良いのですが、利用者さんは資格を持っているかどうかはわからないですから、どうやって出したらよいのでしょうか。

委員長 タクシーの運転手さんとかも資格を持っている方が結構いらっしゃるようです。今日いらしている方で、こういう良い事例があったとか、ありますか。

委員 東京都でそういう好事例とか集めているのですか。

幹事 ハンドブックの中には好事例が記載されています。それから、目黒区教育委員会の合理的配慮事例集の中にも提供例が書かれています。

事務局 私が話を聞きに行きに行ったのは、とてもさりげないということです。障害者のためにとか、障害のある方にぜひ来ていただきたいとかではないようです。障害のある方もお客様だし、楽しく使っていただきたいので当たり前のように接しています。ということでした。そういうところが使いやすいと感じられるところなのかと思いました。

委員長 障害のある方が来られたと大騒ぎされてしまっただけでは、それは気を遣わせてしまって、行けなくなってしまふということもあるかもしれません。

委員 逆の話になってしまうのですが、私がたまたま担当している利用者さんで、二人とも脳性麻痺の方なのですが、車椅子で、ある体育館に通われていて、手で回す自転車のようなものがつい最近まであったそうなのですが、それが最近、無くなってしまったそうです。だから、やることのできる機器の種類が減ってしまったと連続して聞いたということがありました。その機器を再度設置することはできるのでしょうか。

幹事 そういうお話があったということは伝えさせていただきます。

委員 老朽化、機器の入れ替えのタイミングだったのだと思いますし、そう多くの方が使っていなかったのかもしれませんが、たまたま、二人は車椅子使用の方で、上肢を鍛えたいということで利用されていたようです。

委員 具体的ないい例というわけではないのですが、私、腰を痛めていて整形外科に通っていて、もう何年にもなるのですが、そちらの病院の方たちは、私の目が見えないということで、すぐに誘導してくださったり、入り口に段差があるので、患者さんでとても混んでいる時でも曲がり角のところまで出てきてくれてくださったり、他にも歯医者さんへ行くと先生が出口のところまで送ってくださったりとか、とてもいい対応をいただいています。駅へ向かう時など、うちを出て行くときすぐ向こうの方が来てくれて、駅ですか、信号渡りますかと、声をかけてくださる方が多いです。皆さん個人的なところでは配慮をしてくださるのでおかげで大変助かっています。障害を知ってもらうという意味では、個人的なところの方が良く様子を見てくださっているの、この人はこういうところが危ないとか、細かい配慮をいただけてるのだと思います。

こちらのガイドブックもまず障害を知ってもらうということで出来ただけけれど、どうなるかなと思ったのですが、点字の授業、体験の時に人数の関係で点字体験をしないグループはいろいろ点字のついたものを見てもらうのですが、その中で、イラストのついたガイドブックを使うと子供たちに話しかけやすいです。この人たちは何をしているのだろう、何に困っているのだろう、と問いかけをするとそれで結構盛り上がりだしたりとか、そういう形で使わせてもらっています。



リニューアルした、とあるデパートで食事をしたのですが、そのお店の方が、「最初に右手の方に水を置きました。」とか、時計のポジションというのがガイドブックに出ていますが、「9時の方向に今届きました。」とか言って下さるのです。このデパート全体がやっているわけでは無いのですが、そんな風に、いろんな方が興味を持ったり、研修とか学生時代に経験されたとか、少しずつ広がっているような気がします。ですから知ってもらおうということが大事だと改めて思いました。

委員 私は車いすを使っているのですが、よく行くお店などは、入口を入ったら、すぐに椅子をどけてくれたりします。そうするとそういうお店に行くことも多くなって、今では、目が合っただけでどけてくれます。それはありがたいです。

## (2) 合理的配慮の提供事例集及び中学校用副読本の作成について（資料2・資料3）

幹事 「目黒区立学校・園の教員向け合理的配慮の提供事例集」についてご説明します。

この事例集の作成は障害者差別解消法が施行された平成 28 年度の初め教育支援課が設置された時から教育委員会の課題でした。その年の 11 月、目黒区手をつなぐ親の会の皆様からご要望をいただいておりますほか、毎年、春と秋に教育委員会が開催している教育施策説明会の席上でもご出席された保護者、区民の方からご要望をいただいている懸案でした。

このたび、特別支援教育の視点を持つ教員の育成という重点目標の具体策の一つとして 3000 部作成し、10 月には区立小中学校、幼稚園、こども園の全教員に配布いたしました。11 月 5 日には区のホームページでも公開しています。

作成にあたりましては区立小中学校、幼稚園、こども園から事例を提供していただいたり、校長先生方に校正をしていただいたり、また、印刷の原稿を 2 年間お待ちいただいた目黒区手をつなぐ親の会の会長さんである山田委員にもお目通しいただいております。

教育現場における合理的配慮の提供義務については、昨今、インターネットや書籍などで様々な情報が保護者に届いている現状です。この事例集は教員向けというタイトルではありますが、各学校、園で特別支援教育支援員など有償ボランティアの方々も含め全教職員に配布していただいて、日ごろの OJT に活用していただくよう月例の校長・園長会議などでお願いしているところです。

この事例集は、今後も各学校、園から実践事例を提供していただいて更新していきたいと思っておりますので、本協議会の皆様におかれましても、ご高覧頂いてご意見などお寄せいただきますよう、お願いいたします。

委員長 お手元の冊子をご覧になってご意見等ありますでしょうか。

委員 事例 6 のように人前で話すのが苦手な児童・生徒が本人の要望でみんなの前でスピーチテストをしないで別室でやってもらう。これは合理的配慮で良いのだけれど、他の生徒にきちんと説明しないと、その子だけ特別扱いされると、それがきっかけで孤立したり、いじめられたりすると困るので、そこのところもフォローするということが前提にあると理解してよろしいでしょうか。

幹事 クラスの中で特定のお子さんについて配慮するという場合には、クラスのそのほかのお子さんに対しても、自分に支援が必要な場合には自分も支援してもらえるのだという関係性があるのが大前提であると教員研修などでは伝えていきます。

委員長 外見上わからない障害のある子どもさんに対して特別な手当てをしているという風に周りから見られることというのはとても苦痛に感じると思います。それをどこまでどのように説明するのかというのは先生の力量が問われているということなのでしょう。

委員 6番の事例は実際にこういうことがあるのですが、まず本人にそういう説明をすることに対しての心持について必ず聞きます。聞いた上で、するかしないかという判断をしますので、まずそこがあって、土壌づくりというところがあります。そういうことを丁寧に踏まえていくということが今、学校の中で取り組まれています。

委員長 そして、新しい副読本も作成されるのですか。

幹事 新しい中学生向けの副読本についてご説明させていただきます。

お手元にやさしさとの出会いという冊子があるかと思います。こちらの資料は目黒区立中学校の生徒が障害に対する理解を深めることを目的に教育指導課で作成し、毎年、中学校1学年を対象に春に配布しているものです。昨年度、小学校で学習するためのガイドブックが社会福祉協議会の主導で出来ましたので、私たちもこれに見習って作成をし直したいということで考えています。本日はリニューアルする方向性と内容の概要をお伝えし、委員の皆さんからお気づきの点やご意見をいただければと考えています。本日のお話を踏まえて、事務局で課題を整理し、今年度中に新しい冊子を作成し、来年度の春から中学校1年生に配布したいと考えています。

作成の目的はすべての生徒、教員が障害に対する理解を深めるとともに、共に社会を形成し共存する意思を育むための資料としています。

題名は「Be together」としました。

内容につきましては今までの内容と違うところを中心に説明いたします。

目的に次いで、第2に障害のある方への配慮を表すヘルプマーク等を紹介します。

第3に困難さを感じている人がいますということで障害の理解につながるページとして、目の不自由な方、耳の不自由な方、車椅子等を使う方、難病のある方、様々な要因から生活や学習に困難さがある方を紹介していきたいと思っております。

第4にこんな場面ではということで、紹介した理解のページと対応するような形で、実際にお手伝いをするときにはどのような具体的な態度で向かえば良いのかということで、理解したことを行動に移すページとします。

第5に学びの場の概要というところでは、本区にある特別支援教室、特別支援学級、特色ある都立学校や特別支援学校をそれぞれ学びの場として重層的であるということを紹介していきたいと考えています。

第6の理解の輪を広げようというところでは、特別支援学級と通常の学級との交流、さらには、特別支援学校に在籍する児童、生徒と地域の学校との交流ということで、今、副籍制度が進んでいますので、こういった内容も新たに追加して紹介していきたいと思っております。

第 7 の体験してみようというところは、これまでもありましたが、新たにパラリンピアンを招いての体験授業というのを昨年度の改訂で入れさせていただきましたので、こちらも継承しているということです。

第 8 はみんなに優しいユニバーサルデザインところでこちらも新たに日常生活のユニバーサルデザインの紹介を考えています。

第 9 の共生社会の実現に向けた法律、条例の紹介ところでは障害者基本法から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例ということで、知識としての法律を理解してもらいたいと思います。

第 10 では合理的配慮の提供例につきましても新たに紹介します。

第 11 の障害のある方との協働や支援というところでは、新たに、ボランティア先や職場体験先の一覧として活用できるような資料に仕立てていきたいということで一般企業やそれ以外への就労ですとか、目黒区の窓口等の各支援センターの紹介、デイサービスの紹介を考えています。

さらに、道徳の授業用としての読み物を付けさせていただくため、現在、本区の道徳授業のスペシャリストに物語の創作をお願いしています。従前は、冊子を作ってお渡しするだけで後は学級、保護者に委ねていた部分があります。確実にこれを利用するためには授業の中に取り組んでいく必要があります、授業時数として確実に確保されているのは道徳の時間であり、来年度から中学校でも教科化されることもありますので、その中で使っていく道徳教材として活用し、知識として学んでもらうことが現実的に一番理解を深めることにつながるということで道徳の読み物も、用意していこうと考えています。

最後に奥付で作成にあたり、参考資料の紹介として、社会福祉協議会が作成した福祉体験学習ガイドブック、目黒区障害者団体懇話会が作成した、わかってください、東京都、港区のそれぞれの資料も参考にして作らせていただいているということを明記し、これまでにあるものの良いところを取り入れて作っていきたいと思っています。

活用方法として、道徳の時間と紹介しましたが、それ以外にも、総合的学習の時間や特別活動、保護者会等でも利用できる資料としていきたいと思います。

なお、仕様はカラー冊子の 32 ページ、イラスト入りで 1120 部印刷する予定です。

委員 こういう、特別支援教室だったり、いろいろと設備が整ってきていることに感心しまして、こういうものがもっと早く進んでいて、私が、発達障害と分かる前、16 年前、中学校に入学した頃に整っていれば、以前の私みたいに苦しまずに済んだのかなというところがありましたので、なかなかこういうプログラムで受ける、これからの子は楽しくなるだろうと期待感を膨らませます。積極的にやり取りが進んでほしいと思いますし、少しうらやましいなという気がしました。

委員 私は、就労支援の担当ということもありますので、ぜひ、就労支援センターの情報も出してほしいということと、障害のある人達も立派な企業にお勤めしたい、働きたいという気持ちは障害のある無しに関わらず持っているということを伝えてほしいと思います。

委員 先ほどもお話しした小学校向けの笑顔のまちとこれが連用して小学校でもやったけれど、中学校へ行くとまた違う視点から学び直すというか重ねるということは小学生の時、中学生の時、あるいは高校生とか、段階を経ていろいろやっていくための冊子ができるということとはとても良いことだと思います。中学生には中学生の刺さる部分というのは小学生とは違うと思うので、より中学生向けの良いものができたらと思います。

幹事 子どもたちにとって小学校の発達段階の上をしっかり学びにつながるようなそういったものになるように頑張っていきたいと思います。

委員長 今、授業のために制作されている読み物、それはいろんな方が、読まれて、どういう検討ができるのか、どのような活用ができるのか、障害のあるお子さんもお意見が言える機会があるのでしょうか。

幹事 実際に作ってみて、常に変えていくつもりで作っていききたいと思いますので、多くの方のご意見をいただきながら、次年度の改訂、その先の改訂へと向けていくつもりです。

委員長 先程の話ではないですが、良かれと思って提供しようとしたことが、相手にとってどのようなかというのは、その相手によって違ったりします。そのことが、事例を作った時に非常に難しい点があるので、ぜひ、当事者の方とか皆さんにご意見をいただきながら、多角的な視点から検討していただければと思います。

委員 活用方法の保護者会等についてのところの内容が良くわからないのですが、以前のものに記載があった、保護者の皆さんへというところが良かったと思います。

中学校の子どもたちが親と話し合うとか大人と話し合うことで、中学校の子どもたちが自分で学んで自己完結ではなくて、これを学んだことを基に、周りの子ども、兄弟や大人たちへ中学生の豊かな感性を基にこういうことを発信していく主体になってほしいみたいなメッセージを入れていただくと良いのではないのでしょうか。学んだだけでなく、中学生が発信する主体となると先ほどのバスの中の事例のような大人の人も子どもがそういうことを発信しているのだからという形で世の中が変わるきっかけになれば良いなと思います。

幹事 そのような方向で、何かしら共有の育ちの目標に向けて保護者と一緒に迎えるようなメッセージを入れられるように考えていきたいと思います。

委員長 それでは完成したらぜひこちらにもご提供いただければと思います。

次に東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例についてご説明をお願いします。

幹事 主に資料5の差別解消ハンドブックを中心に説明いたします。

まず、合理的配慮というのは解決の方法はひとつではなく、申し出のあった方法での対応は難しくても、建設的対話を通じて、代替措置の選択を含めて、柔軟な対応をすることが重要で、一律にここまでしなくてはならないという考えは馴染みません。過重な負担については、個別事案ごとに、事務・事業への影響の程度、実現可能性、費用程度、事務事業規模、財政・財務規模、を考慮して具体的場面や状況に応じて、総合的、客観的に判断して説明することが大切ですとされています。先ほど、商店街でのイベントというお話がありましたが、必ずやらなければいけないというものではなくて、個々の状況で個別的に判断していくというのが合理的配慮の考え方となっています。

合理的配慮の提供は個々の障害者に対し、その状況に応じて個別的に実施されるものなので、不特定多数の障害者に対して行われる環境の整備とは異なります。環境の整備というのは不特定

多数の障害者を対象として、例えば設備をバリアフリーにするのですとか、情報補助のための機器を導入していただくとか、いわゆるハード的な対応と職員に対して行う研修のようなソフト的な対応がこれに当たるとされています。

都条例では合理的配慮が事業者にも義務化されたということなのですが、ここで言う事業者とは都内で事業を行なう者ということとなります。都内で事業を行う事業者に求められることというのは、個々の障害者に対して、その状況に応じて行われていく措置で、前述したように不特定多数に行われる環境の整備とは異なります。なお、合理的配慮の提供に当たって、過重な負担なく提供できるものは何かということは、お互いの対話を通じて代替手段の結果も含めて、解決していくというのが重要で、対話もできないというのは合理的配慮が無いということになります。いろいろな検討や対話の中で最終的にここまでしかできないということになれば合理的配慮をしているということになります。問題解決の道はひとつではないということで、双方の対話でどうやって解決することができるかというプロセスも含めて、合理的配慮ということになります。

国の法律と都条例の違うところは、事業者に対する合理的配慮の義務化というところと合わせて、相談支援体制を設けたというところです。一つは広域支援相談員というものを配置しました。広域支援相談員は障害者のご本人や周りの関係者からはもちろん相談を受けますが、事業者からの相談も含めて、対応していくとしています。広域支援相談員の業務ですが、区市町村との連携、相談者への助言や調査、情報提供及び関係者間の調整とされています。相談体制における区市町村との関係についてはお住いの区市町村の相談窓口でも、東京都の広域支援相談員でも、相談者が望む相談窓口にご相談していただくことができます。

広域支援相談員への相談で解決しない場合、あっせんを調整委員会に求めることができます。あっせんを行うことが適当である場合、東京都から調整委員会へあっせんを求め、調整委員会は公正かつ中立に審議・事実調査を行い、紛争事案の当事者にあっせん案を示します。あっせんへの判断は、東京都が行います。行政機関については、地方公務員法などにより紛争解決の手段があるので、このあっせんの対象外となります。

あっせんをしたにもかかわらず、従わず、特に悪質な場合、調整委員会から都知事に対して勧告を行うよう求めることができます。さらに、勧告を行っても、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときには、東京都はその旨を公表することができます。公表は社会的影響が大きいため実施に当たっては、あらかじめそのことを事業者に通知し、意見を聴取するなど慎重な手続きを行います。また、勧告も公表も事業者を対象としており、事業者の従業員を公表することはありません。これらは、事業者を罰するというのではなくて、双方で解決を図っていくという形の醸成のためという側面で考えられています。

委員長 この件について何かご質問等ありますか。

(特に質疑無し)

委員長 では次に情報提供をお願いします。

幹事 資料 6 をご覧ください。東京都福祉保健局からの情報です。障害理解差別解消促進民間事業者向け説明会についてです。開催日は 12 月 5 日です。

資料 7 をご覧ください。障害者差別解消法出前講座についてです。こちらも東京都が行っています。指定された場所に都の職員が講師として派遣され、差別解消法の説明をしていただけるということで、特に聴講の人数は問わないということですので、直接、東京都に申し込んでいただければと思います。

続いて資料 8 のヘルプマーク、ヘルプガードのエピソード集です。こちらも東京都が様々なエピソードを載せているもので、ヘルプマークというのはここにあるマークですが、ヘルプカードというものもあり、緊急時の連絡先とか、具体的な支援内容が書けるようになっているカード式のもので、様々な活用法がありますが、例えば災害時の避難時の支援等にマークもカードも活用できます。これらはどこで配られているかと記載されていますが、都営地下鉄の駅、都営バス営業所、都立病院の都の施設関係が中心で、目黒区内では、現在、障害福祉課だけで配布しており、今後、区としては地域包括支援センターを含め、配布場所を広げていくという方向で考えています。

資料 9 では区からの情報提供となります。

毎年、自立支援協議会ではイベントを行っていますが、今回から初めての企画ですが、障害者差別解消法支援地域協議会の活動・取組をパネルで紹介するとか、差別解消のパンフレットや資料を置かせていただいたりといったスペースをいただくと自立支援協議会でご了解をいただきましたので。2 月 9 日（土）の自立支援協議会のイベントの中でこの協議会を紹介していきたいと思います。

委員長 ぜひ、いろんなものをブースに置いて周知していければ良いと思います。

幹事 また、障害者差別解消区民講演会を 3 月 9 日（土）10 時から 12 時、中目黒 GT プラザホールで行いますのでよろしくお願いいたします。

委員 今後は、好事例とか悪い事例とかにとらわれず、事業者の悩みとか、相談に乗れることを目指したら良いのではないのでしょうか。

委員 合理的配慮の提供が都条例で民間事業者にも義務化されたのを始めて聞いて、今までの努力義務とはちょっと違うのかなということで、出前研修などを使って、事業者の方々に伝える機会を作っていけたらと思いました。

委員長 では本日の会議はこれで終わります。